

東海村選挙管理委員会会議録

開催日：令和3年7月20日

東海村選挙管理委員会

東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 令和3年7月20日（火）
午前10時30分から午前11時30分まで
- 2 開催場所 東海村役場4階403会議室
- 3 会議に付議した事件
議案第35号 在外選挙人名簿の登録の抹消について
議案第36号 茨城県知事選挙における不在者投票用紙等の郵送等による交付開始日の決定について
議案第37号 茨城県知事選挙における開票参観人の入場制限について
議案第38号 茨城県知事選挙における選挙公報の配布方法について
議案第39号 茨城県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所の決定について
議案第40号 東海村長選挙における不在者投票用紙等の郵送等による交付開始日の決定について
議案第41号 東海村長選挙における選挙会場への選挙人の入場制限について
議案第42号 東海村長選挙における選挙公報の配布方法について
議案第43号 東海村長選挙におけるポスター掲示場の設置場所の決定について
議案第44号 東海村長選挙におけるポスター掲示場の区画数及び段数の決定について
- 4 出席委員は次のとおりである。（4名）
委員長 大友 捷夫 委員長職務代理者 伊藤 究
委員 水島 通保 委員 久賀 洋子
- 5 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。
東海村選挙管理委員会事務局
書記長 大内 克彦 書記長補佐 須藤 博
書記 星野 直 書記 今井 夏海
- 6 会議の書記は次のとおりである。
同上
- 7 本会議における議題及び議事の概要は次のとおりである。

開会 午前１０時３０分

○大友委員長 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。ただ今の出席委員は４名であり、地方自治法第１８９条第１項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第１２条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

○大友委員長 本日の議案は、在外選挙人名簿の登録の抹消に係るもの１件、茨城県知事選挙及び東海村長選挙に係るもの９件で、お手元に配布しましたとおりでございます。

それでは、「議案第３５号 在外選挙人名簿の登録の抹消について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第３５号は、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３０条の１１の規定により、別紙の者（記載略）を在外選挙人名簿から抹消するものです。

○大友委員長 ただ今、「議案第３５号 在外選挙人名簿の登録の抹消について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○大友委員長 議案第３５号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○大友委員長 議案第３５号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第３６号 茨城県知事選挙における不在者投票用紙等の郵送等による交付開始日の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第36号は、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第53条第1項及び第59条の4第4項の規定により、令和3年9月5日に執行される予定の茨城県知事選挙における不在者投票用紙等の郵送等による交付開始日を令和3年8月18日と定めるものです。

○大友委員長 ただ今、「議案第36号 茨城県知事選挙における不在者投票用紙等の郵送等による交付開始日の決定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○大友委員長 議案第36号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○大友委員長 議案第36号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第37号 茨城県知事選挙における開票参観人の入場制限について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第37号は、茨城県知事選挙において、開票参観人の東海村開票区開票所への入場を制限するもので、入場できる開票参観人の数を50人とし、酒気を帯びている選挙人その他開票所の秩序を乱すおそれのある選挙人の入場は、これを認めないとするものです。

○大友委員長 ただ今、「議案第37号 茨城県知事選挙における開票参観人の入場制限について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○大友委員長 議案第37号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第３７号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第３８号 茨城県知事選挙における選挙公報の配布方法について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第３８号は、公職選挙法第１７０条第２項の規定により、茨城県知事選挙における選挙公報の配布を新聞折込みの方法により行うこととするものです。

○大友委員長 ただ今、「議案第３８号 茨城県知事選挙における選挙公報の配布方法について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第３８号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第３８号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第３９号 茨城県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第３９号は、公職選挙法第１４４条の２第１項及び第３項の規定により、茨城県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所を別紙のとおり（記載略）定めるものです。

○大友委員長 ただ今、「議案第３９号 茨城県知事選挙におけるポスター掲

示場の設置場所の決定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第39号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第39号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第40号 東海村長選挙における不在者投票用紙等の郵送等による交付開始日の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第40号は、公職選挙法施行令第53条第1項及び第59条の4第4項の規定により、東海村長選挙における不在者投票用紙等の郵送等による交付開始日を令和3年8月29日と定めるものです。

○大友委員長 ただ今、「議案第40号 東海村長選挙における不在者投票用紙等の郵送等による交付開始日の決定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第40号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第40号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第41号 東海村長選挙における選挙会場への選挙人の入場制限について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第４１号は、東海村長選挙について、選挙人の選挙会場への入場を制限するもので、入場できる開票参観人の数を５０人とし、酒気を帯びている選挙人その他開票所の秩序を乱すおそれのある選挙人の入場は、これを認めないとするものです。

○大友委員長 ただ今、「議案第４１号 東海村長選挙における選挙会場への選挙人の入場制限について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第４１号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第４１号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第４２号 東海村長選挙における選挙公報の配布方法について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第４２号は、東海村選挙公報発行条例（昭和５８年東海村条例第２１号）第４条の規定による選挙公報の配布は、新聞折込みの方法により行うこととするものです。

○大友委員長 ただ今、「議案第４２号 東海村長選挙における選挙公報の配布方法について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第４２号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第42号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第43号 東海村長選挙におけるポスター掲示場の設置場所の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第43号は、東海村議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和58年東海村条例第20号)第1条の規定により設置するポスター掲示場の設置場所を別紙のとおり(記載略)定めるものです。

○大友委員長 ただ今、「議案第43号 東海村長選挙におけるポスター掲示場の設置場所の決定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第43号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第43号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第44号 東海村長選挙におけるポスター掲示場の区画数及び段数の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第44号は、東海村議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程(昭和58年東海村選挙管理委員会規程第7号)第3条第2項の規定により、東海村長選挙におけるポスター掲示場の区画数を4区画とし、段数を2段と定めるものです。

○大友委員長 ただ今、「議案第４４号 東海村長選挙におけるポスター掲示場の区画数及び段数の決定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第４４号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第４４号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 その他としまして、事務局から何かありますか。

○星野書記 今後の予定について説明（別紙略）

○大友委員長 以上で会議に付議されました事件は全て終了いたしました。
これをもって、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会 午前１１時３０分